

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

花巻市長

公表日

令和2年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>○国民年金法に基づき、国民年金第1号被保険者又は任意加入被保険者に関する資格取得・喪失届出等の受付、第1号被保険者の保険料免除申請等の受付、及び国民年金給付に関する請求等を受付し、日本年金機構(以下「年金機構」という。)に対する報告・送付の事務を行っている。</p> <p>○本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①第1号被保険者資格取得・任意加入被保険者資格取得申出及び種別の変更に関する届書を受付し、年金機構に報告・送付</p> <p>②第1号被保険者資格喪失・任意加入被保険者資格喪失申出に関する届書及び被保険者の任意脱退の承認申請を受付し、年金機構に報告・送付</p> <p>③第1号被保険者・任意加入被保険者の氏名変更、住所変更に関する届書を受付し、年金機構に報告・送付</p> <p>④第1号被保険者・任意加入被保険者の付加保険料納付の申出もしくは辞退の申出または該当もしくは非該当の届出を受付し、年金機構に報告・送付</p> <p>⑤第1号被保険者・任意加入被保険者の年金手帳再交付申請を受付し、年金機構に報告・送付</p> <p>⑥第1号被保険者の保険料納付免除・納付猶予・学生納付特例の申請を受付し、年金機構に報告・送付</p> <p>⑦老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金、老齢福祉年金等に関する裁定請求、申請及び届出を受付し、年金機構に報告・送付</p> <p>⑧第1号被保険者・年金受給権者の死亡に関する届出を受付し、年金機構に報告・送付</p>
③システムの名称	①国民年金システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
①被保険者台帳ファイル ②福祉年金受給権者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の31の項</p> <p>○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国保医療課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部国保医療課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥第1号被保険者の保険料納付免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請を受付し、年金機構に報告・送付	⑥第1号被保険者の保険料納付免除・納付猶予・学生納付特例の申請を受付し、年金機構に報告・送付	事後	
平成29年4月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第 条	○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
平成30年4月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 八重樫 洋子	課長 畠山 敬志	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 畠山 敬志	課長	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年3月29日	I 関連事務 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①子育て支援システム ②宛名管理サーバー	①子育て支援システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー	事後	
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正